


認可保育園等を利用する 多子世帯への支援をさらに拡大します

●10月から開始

認可保育園等を利用する多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。詳しくは、お問い合わせください。

対象	現行	10月から	申請
基本保育料 下記施設で保育を受ける0～2歳児クラスの第2子の基本保育料 ▶認可保育園 ▶認定こども園 ▶保育ルーム ▶保育ママ ▶事業所内保育所 ▶居宅訪問型保育	半額保護者負担	無償	不要 ※第1子が別居している場合等は、手続きが必要な場合があります。
保育料助成 下記の保育を受ける0～2歳児クラスの第2子以降の保育料 ▶定期利用保育	全額保護者負担	月額4万2,000円を限度に助成	必要 ※詳しくは、新宿区ホームページ(下二次元コード)をご覧ください。
下記施設で保育を受ける0～2歳児クラスの第2子の保育料(保育の必要性の認定事由に該当する場合のみ) ▶認証保育所 ▶認可外保育施設	各世帯の住民税の課税状況に応じて月額6万7,000円または月額5万4,000円を限度に助成	所得にかかわらず月額8万円を限度に助成	

※延長保育料やその他実費、一時保育料は対象外です。

問合せ ▶基本保育料…保育課入園・認定係(本庁舎2階) ☎(5273)4527・☎(3209)2795、▶保育料助成…保育指導課給付係(第1分庁舎7階) ☎(5273)4584・☎(3209)2795

自転車用ヘルメット 購入費助成の受け付けを開始します

●8月14日から開始

申請書は下記窓口・交通対策課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

対象 申請日時時点で区内在住の方

対象品 令和4年12月23日以降に新品で購入した▶SGマーク、▶JCFマーク、▶CEマーク、▶GSマーク、▶CPSCマーク等の安全基準を満たすヘルメット

助成金額 1人に付き3,000円(1回限り。購入価格が3,000円未満の場合は購入価格が上限)

※申請が予定数量(5,000個)に達した場合、受け付けを早期に終了することがあります。

申込み 8月14日(月)から下記必要書類を郵送または直接、下記窓口へ。

HPで詳しく



必要書類 ▶申請書、▶運転免許証など本人確認書類の写し、▶銀行等の振込先の口座が確認できるものの写し、▶商品名・価格等が記載されたレシート・領収書等の写し
※レシート・領収書等がない場合は、ヘルメットを下記窓口へお持ちいただき、現物を確認します。



自転車用ヘルメット助成金相談窓口の開設

8月1日(火)から電話・窓口での相談を受け付けます。

所在地 区役所本庁舎6階(〒160-8484歌舞伎町1-4-1)

問合せ ☎(5273)4190

※7月31日(月)までは、電話相談のみ同番号で受け付けています。

区の担当課 交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265・☎(3209)5595

ご利用ください しんじゅく多文化共生プラザ

区内には区の人口の1割を超える外国人の方々暮らししており、国籍の数は約130にもなります。区では、さまざまな国籍や文化を持つ人が、互いに理解し合い共に生活する多文化共生のまちづくりを推進しています。しんじゅく多文化共生プラザは日本人と外国人が交流し、互いの文化や歴史等の理解を深めるための施設です。

問合せ しんじゅく多文化共生プラザ(歌舞伎町2-44-1、東京都健康プラザハイジア11階) ☎(5291)5171(第2・第4水曜日、年末年始を除く午前9時～午後9時)・☎(5291)5172

HPで詳しく



●多目的スペース

多文化共生に関する催しや交流の場として無料で利用できるほか、ボランティアによる日本語教室も開催しています。

貸し切りでの利用もできます。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。



日本語教室の様子

●外国人相談コーナー

英語・中国語・韓国語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語のネイティブの相談員が、区役所での手続きや日常生活での悩みなどさまざまな相談に応じます。お気軽にご利用ください。



相談の様子

●資料・情報コーナー、日本語学習コーナー

日本人向けに外国の文化を紹介する本、外国人向けに日本の魅力を紹介する本、子ども向けに外国語の絵本など、さまざまな本や資料を自由に閲覧できます。日本語を学ぶための教材もあります。



資料・情報コーナー

日本語学習コーナー

多文化共生実態調査にご協力を

地域で生活するさまざまな国籍の方々の現状を把握し、今後の多文化共生施策の基礎資料とするために調査を実施します。

18歳以上の区民から無作為抽出した日本人2,000名・外国人5,000名へ7月31日(月)に調査票を発送します。調査票が届いた方は、8月28日(月)までにご回答ください。調査票は無記名で回答していただき、統計的に処理します。調査の結果は、新宿区ホームページでお知らせします。

問合せ 多文化共生推進課多文化共生推進係(本庁舎1階) ☎(5273)3504・☎(3209)7455